

中小企業者の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症対策支援

持続化給付金

「申請サポート会場」開設

国では、新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売り上げが、前年同月比で50%以上減少している事業者を対象に「持続化給付金」を支給しています。

オンライン申請が困難な方のために、県内8カ所に「申請サポート会場」が開設されており、二本松市では、二本松商工会議所が会場となっています。

会場での申請には、事前に予約を行った上で、申請補助シートの記入および必要書類の印刷・持参が必要です。

事前予約や申請に関する詳細は、専用サイトをご覧ください。

持続化給付金

中小法人等は最大200万円、個人事業者等は最大100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限

開設期間

7月31日(金)まで(予定)

予約先

【専用サイト】

<http://www.jizokuka-kyufu.jp/>

【自動音声ガイダンス受付専用ダイヤル】

0120(835)130

※24時間予約可能です。

※自動音声ガイダンスにしたがって申請会場を予約できます。

※申請の際は会場番号が必要となります。

二本松会場の会場番号

【オペレーター対応による電話予約窓口】

0570(077)866

※受付時間

平日、土日祝日

午前9時～午後6時

※オペレーターが対応し、申請会場の予約ができます。

◎問い合わせ:

二本松商工会議所中小企業相談所

☎(23)3211

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

福島県では県の緊急事態措置に基づく休業要請等に協力した事業者に対し、協力を交付しています。

対象者

県内に本所または支所のある法人および個人事業主

交付要件

・県の休業要請等にに応じて、緊急事態措置の期間のうち少なくとも4月28日から5月6日までの間、県内の施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じていること

・4月20日以前に事業を開始しており、営業実態が確認できること

・県暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと

交付額

休止等をしている県内の事業所のうち

・全てが自己所有の事業者等 : 10万円

・貸借している事業所が1カ所の事業者等 : 20万円

交付方法

・オンライン

※福島県のウェブサイトより申請してください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19-kyouryokukin.html>

〒960・8043

福島市中町1・19

福島中町郵便局留

福島県休業協力金事務局宛

・郵送

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金

福島県では県の緊急事態措置に基づく休業要請等に協力した事業者の事業再開に向け、支援金を交付しています。

対象者

県内に本所または支所のある法人および個人事業主

交付要件

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を受けていること

・貸借している事業所が2カ所以上の事業者等 : 30万円

受付期間 7月31日(金)まで

申請方法

・オンライン

※福島県のウェブサイトより申請してください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19-kyouryokukin.html>

〒960・8043

福島市中町1・19

福島中町郵便局留

福島県休業協力金事務局宛

・郵送

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金

福島県では県の緊急事態措置に基づく休業要請等に協力した事業者の事業再開に向け、支援金を交付しています。

対象者

県内に本所または支所のある法人および個人事業主

交付要件

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を受けていること

5月7日から31日までの間、

県内の施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じていること

・国が示した「新しい生活様式」に対応するための取り組みを講じる(または講じた)こと

交付額 一律10万円

受付期間 7月31日(金)まで

申請方法

・オンライン

※福島県のウェブサイトより申請してください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19-kyouryokukin.html>

〒960・8043

福島市中町1・19

福島中町郵便局留

福島県休業協力金事務局宛

※簡易書留など郵便物の追跡が出来る方法で郵送してください。

◎問い合わせ:

福島県休業協力金コールセンター

☎024(521)8575



市税のお知らせ

令和3年度固定資産税の減免

令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の売上高が、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同期間と比べて30%以上減少している中小事業者に対して、事業用家屋と償却資産の固定資産税を軽減します。

◎問い合わせ先:

税務課資産税係
☎(55)5086
Fax(22)0790

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方の令和2年2月分からの国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を減免します。

◎問い合わせ・申請先:

国民健康保険税について
税務課市民税係
☎(55)5085

Fax(22)0790

・介護保険料について

高齢福祉課介護保険係

☎(55)5115

Fax(22)1547

・後期高齢者医療保険料について

国保年金課医療給付係

☎(55)5107

Fax(22)1547

徴収猶予の特例制度のお知らせ

お知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を一時に納付することが困難となった場合に、申請により、無担保で1年間徴収の猶予を受けることができる制度です。不明な点は下記までお問い合わせください。

※納期限を猶予するものであり、市税を減額するものではありません。

猶予の要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から納期限までの一定の期間(1カ月以上)の収入が、前年同期に比べておおむね20%以上減少していること

猶予期間中の効果

猶予期間中は、新たに督促や催告が行われません。また、財産の差し押さえも行われず、延滞金は免除されます。

対象となる税金

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する全ての市税
※納付済のものは対象となりません。

猶予についての注意事項

①この制度を適用するかどうかは、申請に基づいて審査を行います。審査の結果は通知書の送付をもってお知らせします。

②猶予期間中に完納に至る納付計画の提出が必要です。

③猶予が決定しても、納期限が過ぎた市税については、未納扱いとなります。

④猶予を申請する市税について、□座振替設定がされている場合、振替日から3営業日前までに申請がなければ通常通りの期限で□座振替となります。

申請手続等

この制度を受けるためには、税務課(市役所1階)に備え付けの申請書に必要事項を記入

の上、収入や現預金の状況が分かる資料等(写し)とともに提出してください。申請書等の書類は、市ウェブサイトからもダウンロードすることができます。

申請期間

・納期限が令和3年1月31日までのもの
…各納期限の日

◎問い合わせ・申請先:

税務課収納係
☎(55)5087
Fax(22)0790

～申請をお忘れなく！～

新型コロナウイルス感染症に関連する給付金には、申請期限があります。

忘れずに、期限内に申請してください。

【特別定額給付金】

申請期限 8月11日(火)

給付の内容 1人当たり10万円

【子育て世帯への臨時特別給付金(公務員の方)】

申請期限 9月30日(水)

※公務員以外の方は申請不要で給付されています。

給付の内容 対象児童1人当たり1万円



※詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/page/page005736.html>